

第2次 人吉球磨定住自立圏 共生ビジョン



人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村

相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町

令和2年3月

－ 目次 －

第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項	3
1 定住自立圏の名称	3
2 定住自立圏の構成市町村	3
3 共生ビジョンの目的・役割	3
4 共生ビジョンの期間	3
第2章 圏域の概況	4
1 定住自立圏のこれまでの取組	4
2 圏域構成市町村の概況	4
(1) 人吉球磨圏域の概況	4
(2) 構成市町村の地勢・沿革 (H31.4.1現在)	5
(3) 圏域の人口	10
(4) 産業	12
第3章 人吉球磨定住自立圏の将来像	14
1 圏域の将来像	14
第4章 具体的な取組内容	16
1 具体的な取組内容の体系図	16
2 具体的な取組内容	17
(1) 生活機能の強化に係る政策分野	
圏域医療体制の充実	17
救急医療体制充実化事業	18
医療従事者育成支援事業	19
乳幼児発達相談・発達医療体制の充実	20
発達小児科外来診療体制の充実及び発達支援専門職の確保	21
障がい者（児）の総合支援の推進	22
障がい者相談・支援事業	23
障がい児療育支援事業	24
障がい者（児）地域生活支援拠点整備事業	25
文化財の保護及び活用	26
文化財保護活用事業	27
観光の振興	28
観光地域づくり推進事業	29

サイクルツーリズム推進事業	30
農業の振興	31
農業生産物（水田・畑作・畜産）振興事業	32
地域特產物産地づくり事業	33
担い手育成事業	34
林業の振興	35
圏域内林業振興事業	36
地場産業支援及び企業誘致等の推進	37
地場産業支援・企業誘致・雇用創出推進事業	38
鳥獣害対策	39
有害鳥獣対策事業	40
消費生活相談業務	41
消費生活相談業務	42
(2) 結びつきやネットワーク強化に係る政策分野	
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	43
人吉球磨地域公共交通活性化事業	44
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
人材育成の推進	45
合同職員研修開催事業	46
外部の専門的人材等の活用の推進	47
外部専門的人材等活用事業	48
国・県等との人事交流	49
国・県等との人事交流事業	50
第5章 資料編	51
1 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定・変更の経過	51
2 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例	53
3 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿（令和2年1月31日現在）	54
4 人吉球磨定住自立圏推進協議会規約	55
5 人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制	56
6 中心市宣言書	57
7 人吉球磨定住自立圏形成協定書	58

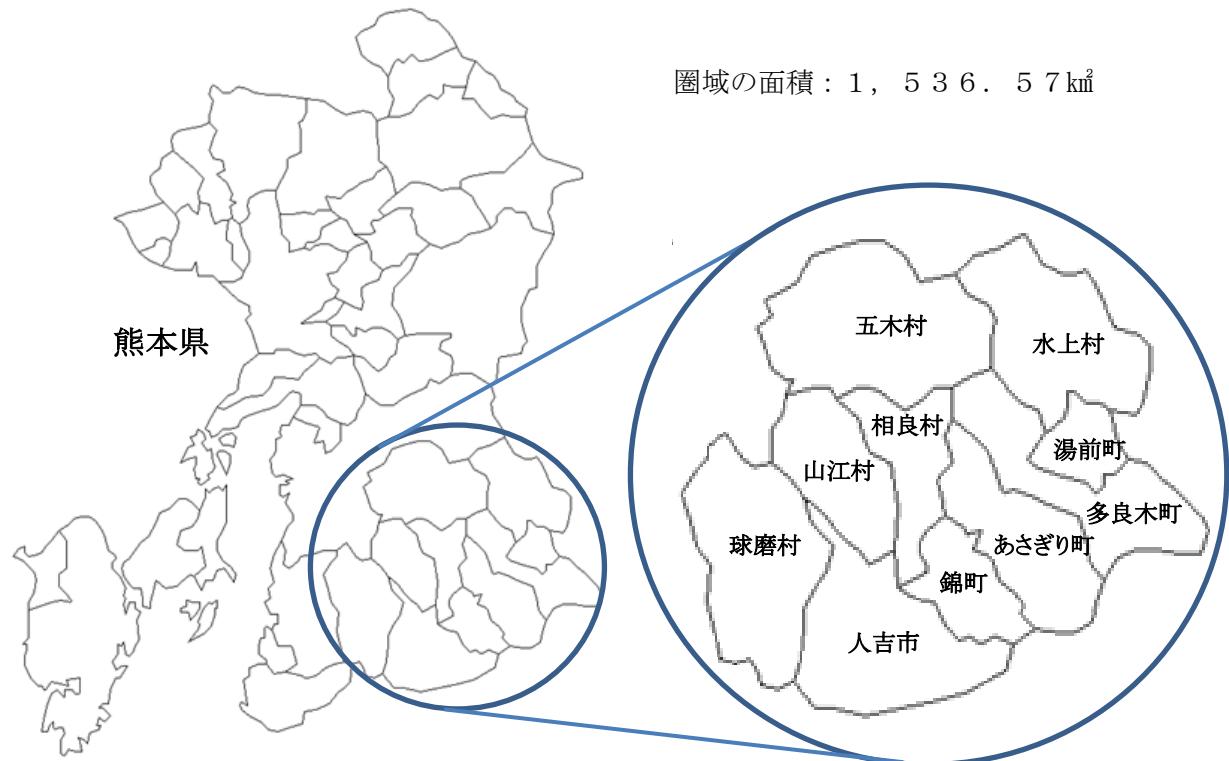
第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

1 定住自立圏の名称

人吉球磨定住自立圏

2 定住自立圏の構成市町村

人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村
五木村・山江村・球磨村・あさぎり町（建制順）



3 共生ビジョンの目的・役割

定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市と、その中心市が行った中心市宣言に賛同した近隣市町村で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力をすることにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本ビジョンは、安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中・長期的な視点から、人吉球磨定住自立圏が目指す将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

4 第2次共生ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、毎年度、所要の変更を行うものとします。

第2章 圏域の概況

1 定住自立圏のこれまでの取組

《中心市宣言》

人吉市では、平成24年10月から、球磨郡各町村との間で市町村の行政体制強化に向けた広域連携の可能性等について検討を進めてきました。その後、国において、定住自立圏構想の要綱が改正され、本市も中心市の要件を満たすこととなり、平成26年3月24日に圏域の中心的な役割を担う意思を有することを明らかにする「中心市宣言」を行いました。

《定住自立圏形成協定》

平成26年5月に圏域10市町村で構成する人吉球磨定住自立圏推進協議会を設置し、連携する項目等について検討・協議を行い、平成26年12月に各市町村議会での定住自立圏形成協定の締結に関する議決を経て、平成27年1月14日に人吉球磨定住自立圏形成協定合同調印式を実施し、定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。

《人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの策定》

平成27年5月12日に、第1次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン（計画期間：平成27年度～平成31年度（令和元年度））を策定しました。

2 圏域構成市町村の概況

(1) 人吉球磨圏域の概況

《位置》

本圏域は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の1市4町5村で構成されており、南九州三県都（熊本市、宮崎市、鹿児島市）のほぼ中心部に位置し、熊本県の東南端に位置する「人吉盆地」一帯に在ります。また、東南を宮崎県、南を鹿児島県に隣接するため、古来より交通の要衝となっています。

《沿革》

本圏域は、およそ3万年前から既に人々が生活を営み、弥生時代には発展的な農耕社会を形成していたと言われています。また、鎌倉時代初期からは、幕府の命で地頭として入郡した相良氏が統治し、その統治は明治維新まで、実に700年余に亘った全国でも極めて稀な地域です。そのため、国宝である青井阿蘇神社をはじめ、歴史を物語る数多くの重要文化財が存在する貴重な中世文化遺産の宝庫であり、平成27年4月24日には、文化庁より人吉球磨10市町村のストーリー「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里—人吉球磨～」が“日本遺産”に認定されました。

《地勢》

本圏域は、総面積1,536.57km²で、うち森林面積が全体の約80%を占めています。地勢は、九州中央山地の脊梁をなす山々と日本三急流の一つである球磨川水系が作り出した平地とによって成り、典型的な盆地を形成しています。また、球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候であり、気温の寒暖差が大きいために、霧の発生がかなり多くなることでも知られています。険しい山地に囲まれた内陸部にあることから、長く「陸の孤島」と呼ばれていましたが、平成7年の九州自動車道全線開通に伴い、県境を越えた交通アクセスが飛躍的に高まったため、交流拠点都市としての役割がますます大きくなっています。

(2) 構成市町村の地勢・沿革 (H31. 4. 1 現在)

	人吉市	面積：210.55 km ² 人口：32,309 人 世帯：15,494 世帯	【特産品・グルメ】 ○球磨焼酎 ○きじ車 ○花手箱 ○唐辛子 ○キクラゲ ○うなぎ ○医食同源ひとよし米 ○餃子 ○鮎
<p>人吉市は、昭和17年2月11日に旧人吉町、旧西瀬村、旧中原村及び旧藍田村の1町3村が対等合併により「人吉市」として誕生し、平成24年には市制施行70周年を迎えました。</p>			【観光名所・スポット等】
<p>熊本県、宮崎県、鹿児島県3県の県境にあり、熊本県南部、人吉盆地の最南端に位置し、九州山地に囲まれ 日本三急流の一つ、清流「球磨川」が市の中心を東西に貫流し、南北から多くの支流が本流である球磨川に注ぎ込んでいる山紫水明の地です。</p>			○青井阿蘇神社（国宝指定） ○ウンスンカルタ ○くま川下り ○人吉城跡 ○人吉城歴史館 ○人吉梅園 ○永国寺《通称「ゆうれい寺」》 ○SLひとよし ○人吉鉄道ミュージアムMOZO C Aステーション868 ○人吉クラフトパーク石野公園 ○人吉市まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば）
<p>本市は、平安時代中期の「和名抄」に『人吉』の記載があり、当時の日向（宮崎県）、薩摩（鹿児島県）、佐敷（熊本県芦北町）を結ぶ交通の要衝に在ったため、「宿=舎」を“ひとよし”と読み「人吉」となったとする説があります。現在においても、生活、文化、産業などのあらゆる面で人吉球磨地方の中心として、また、宮崎県、鹿児島県との県境を越えた交流拠点都市となっています。</p> <p>恵まれた地域資源とその特徴を最大限に活かし、活気と賑わいに満ちた健康で笑顔で暮らせるまちづくりを進めています。</p>			 

	錦町	面積：85.04 km ² 人口：10,565 人 世帯：3,814 世帯	【特産品・グルメ】 ○桃 ○梨 ○メロン ○イチゴ ○茶 ○球磨焼酎 ○畜産物 ○にしきほるもん街道
<p>錦町は、昭和30年7月1日に旧西村、旧一武村、旧木上村が合併して「錦村」を設置し、さらに昭和40年4月1日に「錦町」として誕生しました。町の中心部を国道219号線、その北寄りに球磨川が東西に横断しており、この一帯が水田地帯となっています。町内は南部と北部に区分され、山麓地帯であった南部は、土地改良区の事業により畑地灌漑的な圃場となり、その後、一部の地域では企業誘致による団地化も進んでいます。さらに、梨や桃の産地もあります。丘陵地帯である北部は、一部にゴルフ場があるものの、ほとんどの地域で農地造成と圃場整備が進められており、全国で産地賞に輝いた錦茶の産地でもあります。また、近年は木上地区に大規模な遺構が残る「人吉海軍航空基地跡」に注目いただいており、平成30年8月には人吉海軍航空基地資料館を開館し、その保存・活用を進めています。本町では、町民一人ひとりが「自分たちの町は自分たちの手で」という自治意識を持ち、町民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し協力しながら、「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」を目指します。</p>			【観光名所・スポット】 ○大平渓谷、高柱川遊泳場 ○平成峠 ○ツクシイバラ群生地 ○道の駅「錦」 ○くらんど公園 ○新宮寺 ○京ヶ峰横穴群 ○丸目蔵人佐の墓 ○桑原家住宅（国指定重要文化財） ○木造釈迦如来座像 ○土屋觀音堂 ○一武八幡宮 ○人吉海軍航空基地跡



多良木町

面積：165.86 km²
人口：9,509人
世帯：3,773世帯

多良木町は、大正15年5月1日に多良木村が町制施行により「多良木町」となり、昭和30年4月1日に旧黒肥地村、旧久米村との新設合併により現在に至り、平成27年には合併60周年を迎えました。

熊本県の南東端で宮崎県との県境に位置し、北西から南東にかけて細長いひょうたん型の地形で、町域中央部を球磨川が東西に流れ、南部と北部は九州山脈の支脈を形成する山林により森林資源が豊富です。

先人たちの努力によって江戸時代に築かれた二つの灌漑用水路「百太郎溝」「幸野溝」と肥沃な土地にも恵まれ、収穫される良質米からは世界に誇るブランド「球磨焼酎」が作られます。

また、平安期から中世・近世の文化財も数多く保存され、臼太鼓踊りや球磨拳などの民俗芸能も伝承されています。国・県・町が指定した有形、無形の文化財は約80件に及びます。

本町は、農林業をはじめとした産業や雇用の創出、少子高齢化対策、生活インフラ整備、伝統文化の保存・活用などにより、「健康で明るく、住みよい、誇りの持てる町づくり」に取り組んでいます。

【特産品・グルメ】

- 球磨焼酎 ○米 ○イチゴ
- メロン ○梨 ○桃 ○栗

【観光名所・スポット】

- 青蓮寺阿弥陀堂
(国指定重要文化財)
- 太田家住宅
(国指定重要文化財)
- 簡易宿泊施設
「ブルートレインたらぎ」
- 妙見野自然の森展望公園
- 千年の目覚め
「平成悠久石」
- 交流館石倉
- 埋蔵文化財等
センター「黒の蔵」
- ふれあい交流センター
「えびすの湯」
- えびす像めぐり



湯前町

面積：48.37 km²
人口：3,860人
世帯：1,597世帯

湯前町は、明治22年4月1日の町村制施行で湯前村となり、昭和12年4月1日に町制を敷き、平成25年には町制75周年を迎えるました。

本町は、熊本県の南部、人吉市より24km、球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県西米良村と九州山脈で接しています。西と南は多良木町、北は球磨川流域で遮り対岸は水上村に隣接しています。面積は48.37 km²で、町の中心部から熊本市まで118km、宮崎市まで120km、鹿児島市まで110kmとなっています。交通は、国道219号線が中心部を東西に走り、国道388号線も中心より北に走っており、これらを軸として4路線の県道が隣接町村を結んでいます。周辺は山林に覆われ、中央に球磨盆地が広がる風光明媚な自然環境です。

本町は、農林業等への地域資源を生かした6次産業化等の産業活性化をはじめ、地域雇用の創出と遊休農用地対策、少子高齢化に対応した住民福祉の増進を行い、住みやすいまちづくりを展開しています。

【特産品・グルメ】

- 米 ○イチゴ ○ぶどう
- 下村婦人会「市房漬」
- 球磨焼酎

【観光名所・スポット】

- ゆのまえ温泉
「湯楽里」
- 湯前まんが美術館
- 交流センター
「湯～とぴあ」
- 城泉寺阿弥陀堂
(国指定重要文化財)
- 八勝寺阿弥陀堂
(国指定重要文化財)
- 潮神社
《通称「おっぱい神社」》
- 塞神社





水上村

面積：190.96 km²
人口：2,199人
世帯：896世帯

水上村は、明治28年11月28日に旧岩野村、旧湯山村、旧江代村の3村が合併して誕生しました。

本村は、村域の大部分が九州中央山地に位置し、市房山、江代山、白鳥山、高塚山、三方山などの山々が、村域を包み込むように村塙をめぐって連なりそびえています。西部を五木村及び多良木町、南部を湯前町、北部を八代市泉町、東部を宮崎県の椎葉村並びに西米良村に接し、自然に恵まれた村です。

河川は、村の中央部を貫流する球磨川と、東から流れる湯山川が市房ダムで合流し、人吉盆地を潤し、八代海に注いでいます。平地は人吉盆地の北東部にあたる岩野地区の一部と、湯山地区中央部に限られ、村全体に平坦な耕地が少ない山村です。

本村は、スポーツ振興と観光振興による地域の活性化を目的として、「合宿の郷づくり」に取り組み、併せて村を元気にする起爆剤として発足した「水上村産業推進機構」を中心に、旅館や民宿、飲食店、さらには食材を提供する農家の皆さまが連携し、新しい人の流れをつくり、あわせて雇用を創出する地方創生の実現に向け取り組んでいます。

【特産品・グルメ】

- イチゴ ○栗 ○米
- お茶 ○とうふのみぞ漬
- しいたけ ○干タケノコ
- 球磨焼酎
- ジビエ料理



【観光名所・スポット】

- 市房ダム湖周辺の桜
- 市房山、市房杉
- 森林セラピー
- 湯山温泉
- 白水滝の吊り橋
- 球磨川水源
- 生善院観音堂
(国指定重要文化財)
《通称「猫寺」》
- 水上スカイ
ヴィレッジ



相良村

面積：94.54 km²
人口：4,454人
世帯：1,633世帯

相良村は、昭和31年9月1日に旧川村と旧四浦村が合併して誕生しました。

熊本県南部、人吉球磨のほぼ中央に位置し、北部は標高400m～1,300mの山岳が連なる山林地帯、南部は平野が拓けた農耕地帯を形成し、東西の北端11km・南端4km、南北24kmのハート形をしています。日本三急流の一つ球磨川の支流「川辺川」が、北から南へ村の中央を貫流しており、平成19年度以来、連續で水質日本一の清流となっています。

交通は、九州自動車道により福岡市へ約3時間、鹿児島・宮崎市へ1時間程度と九州一円を短時間で往来でき、観光面は、都市との交流拠点である「さがら温泉 茶湯里」が平成10年4月にオープン。国の重要文化財に指定された「十島菅原神社」を始めとする歴史的建造物など多く残されています。

また、一番露出が多い村名に着目し、村の地域資源を活かしたPR「相性の良くなる村」を新たなコンセプトに、村の知名度アップと地域活性化及び交流人口の拡大、移住定住の促進を図っています。

【特産品・グルメ】

- 鮎（甘露煮）
- お茶 ○栗
- イチゴ
- ズッキーニ
- 四浦こんにゃく



【観光名所・スポット】

- さがら温泉「茶湯里」
- 仰烏帽子山
- かっぱの墓
- 北嶽神社
- 雨宮神社（三産くぐり）
- 廻り観音
- 上園観音
- 深水観音
- 蓑毛観音
- 十島観音
- 井沢熊野座神社
- 十島菅原神社
(国指定重要文化財)
- 恋人の丘(ハートロックヒル)





五木村

面積：252.92 km²
人口：1,085人
世帯：495世帯

五木村は明治22年に旧四浦村との組合役場の創設を経て、明治29年4月1日に誕生しました。

本村は「五木の子守唄」が全国的に有名で、九州中央山地の西南端に位置し、総面積は252.92 km²と広大で、標高1,000m～1,500mの山々に囲まれ、13年連続水質日本一となった清流「川辺川」が村の中央を北から南へ貫流する急峻な地形の山村です。また、一説では壇ノ浦の戦いに敗れた平家の落人とそれを追い討ちに来た源氏の一族が居着いた事から「居着（いつき）」と呼ばれるようになりましたと言われています。本村は、昭和41年に発表された「川辺川ダム建設計画」により村の中心部が水没することになり、移転などによる急激な人口減少と少子高齢化が進んでいます。このような中、平成31年4月からの「五木村第6期基本構想」の実現に向け、「ふるさと五木村づくり計画」等を着実に進め「五木の子守唄」をはじめとする地域資源を最大限に活用しながら、観光や林業の振興を中心とした村づくりを進めています。特に近年は、「川辺川」を活用したバンジージャンプやカヤックなど、アウトドアスポーツにも力を入れ、平成31年4月には川辺川の自然と景観を満喫できるラグジュアリーな宿泊施設「渓流ヴィラ ITSUKI」がオープンしました。

【特産品・グルメ】

- しいたけ ○ジビエ加工品
- ホワイト六片ニンニク
- とうふの味噌漬け
- くねぶ（柑橘）○お茶

【観光名所・スポット】

○子守唄公園



○白滝公園

○五木源パーク

○大滝自然森林公園

○川辺川



○仰烏帽子山

○高塚山

○宮園の大イチョウ

（県指定天然記念物）



○歴史文化交流館

（ヒストリアテラス

五木谷）

○渓流ヴィラ ITSUKI



山江村

面積：121.19 km²
人口：3,476人
世帯：1,221世帯

山江村は、明治22年4月1日の町村制施行により、旧山田村と旧万江村が合併して誕生しました。

本村は、熊本県南部に位置し、東は相良村、西は球磨村、南は人吉市、北は五木村及び八代市に接し、熊本市から100km、八代市から60km、最寄の人吉駅から4kmのところにあります。

本村は、将来を担う次世代とともに、村内外を巻き込んだ活力を生み出していく「ひと×資源×暮らし つながる 活力・魅力生まれる山江村」を将来像として掲げ、より豊かな暮らしを実現し続けることができるむらを目指しています。

特に今後の山江村を見据え、定住化促進を図るための施策を展開するとともに、特産品である栗を中心とした農業の活性化を図り、農産物の6次産業化を進め流通拡大の実現を目指します。さらに、将来を担う子どもたちの教育分野においては、ICT（※参考）機器を積極的に活用し、社会の変化に対応できる村民を育成することで、未来を拓き、輝く人材を育むむらづくりを展開します。

【特産品・グルメ】

- 栗 ○栗まんじゅう
- やまめ ○王道樂土（焼酎）
- 時代の駅
「むらやくば」
(郷土創作料理)



【観光名所・スポット】

○時代の駅

「むらやくば」



○ポンネットバス

○山田大王神社

（国指定重要文化財）

○高寺院

（国指定重要文化財）

○山江温泉

「ほたる」



* ICTとは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略

	球磨村	面積：207.58 km ² 人口：3,648人 世帯：1,463世帯	【特産品・グルメ】 ○鮎 ○一勝地梨 ○球磨焼酎 ○棚田米 ○筍
<p>球磨村は、昭和29年4月1日に旧渡村、旧一勝地村、旧神瀬村の3村が合併して誕生しました。</p>			【観光名所・スポット】
<p>本村は、熊本県の南部、日本三大急流の一つの「球磨川」中流部に位置します。面積の88%が山林で、村全体が山岳地帯となっており、村の中央には球磨川が東西に流れ、川をはさんで北に白岩山（標高1,001m）南に国見山（標高969m）など700m以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいます。年間平均気温は摂氏15度（最高36度、最低-6.4度）で冬季と夏季の寒暖の差が大きく、やや大陸的変化のある気候となっており、降雨量は比較的に多く、年間2,300mmを超えてます。地域産業の主なものは、農業と林業です。</p>			○JR一勝地駅 ○球泉洞 ○一勝地温泉 「かわせみ」 ○田舎の体験交流館 「さんがうら」 ○松谷棚田、鬼ノ口棚田 （棚田百選） ○毎床梨園 ○柴立姫神社 ○鵜口観音 （相良三十三観音） ○神瀬石灰洞窟 （熊野座神社）

	あさぎり町	面積：159.56 km ² 人口：15,442人 世帯：5,944世帯	【特産品・グルメ】 ○あさぎりブランド（米・大豆等）○イチゴ ○梨 ○葉たばこ ○肉用牛 ○花卉 ○豆乳 ○球磨焼酎
<p>あさぎり町は、平成15年4月1日に旧上村、旧免田町、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村の中球磨1町4村の合併により誕生した新しい町です。</p>			【観光名所・スポット】
<p>位置的には球磨盆地のほぼ中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市及び小林市、西は錦町、北は相良村に接しています。</p>			○おかどめ幸福駅 ○天子の水公園 ○相良三十三観音 ○谷水薬師 （紙つぶて仁王） ○麓城址 ○勝福寺仁王門 ○木造毘沙門天立像 木造二天王立像 （国指定重要文化財） ○才園古墳出土品 （国指定重要文化財） ○丸池のリュウキンカ

(3) 圏域の人口

①総人口

○圏域の総人口は、1955年(昭和30年)の約15.7万人をピークに、1980年(昭和55年)には約11.7万人、2015年(平成27年)には約8.9万人と減少しています。社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は進展し、2040年には約5.7万人となる見込みです。

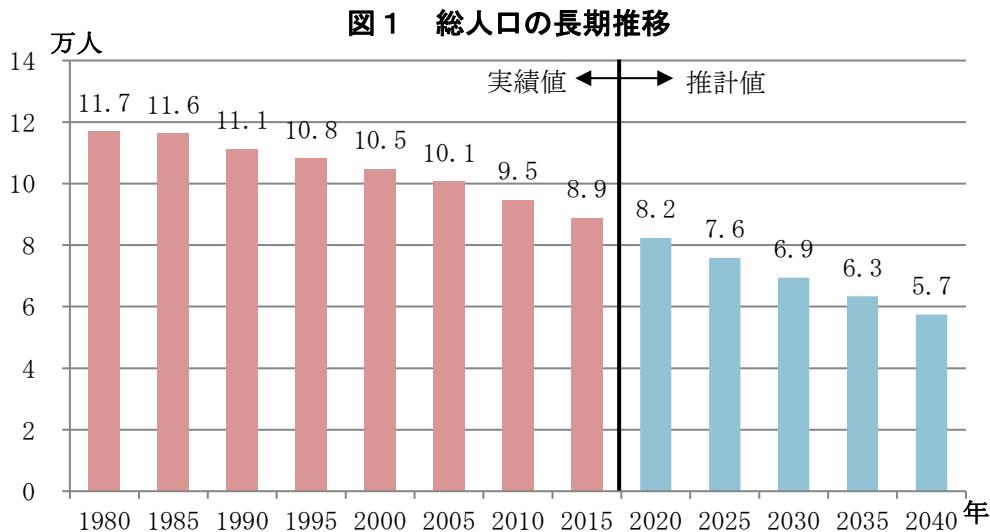


表1 市町村別人口の推移

	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020	2025	2030	2035	2040
人吉市	42,236	42,292	40,173	39,373	38,814	37,583	35,811	33,880	31,889	29,817	27,711	25,683	23,658
錦町	10,679	11,598	11,728	12,095	11,975	11,847	11,075	10,766	10,231	9,673	9,133	8,582	8,003
多良木町	14,598	14,123	13,437	12,701	12,072	11,398	10,554	9,791	8,952	8,131	7,316	6,531	5,772
湯前町	6,038	5,805	5,514	5,350	5,018	4,726	4,375	3,985	3,584	3,207	2,840	2,504	2,182
水上村	3,668	3,446	3,115	2,919	2,708	2,597	2,405	2,232	2,057	1,876	1,700	1,541	1,396
相良村	5,932	6,024	5,941	5,756	5,528	5,398	4,934	4,468	4,034	3,601	3,183	2,798	2,415
五木村	3,086	2,297	1,964	1,687	1,530	1,358	1,205	1,055	908	777	659	553	465
山江村	4,276	4,398	4,237	4,118	4,104	3,901	3,681	3,422	3,147	2,857	2,572	2,298	2,033
球磨村	6,984	6,726	6,150	5,665	5,201	4,786	4,249	3,698	3,204	2,751	2,368	2,024	1,711
あさぎり町	19,524	19,535	18,968	18,533	17,751	17,300	16,638	15,523	14,330	13,116	11,953	10,870	9,799
合計	117,021	118,244	111,227	108,197	104,697	100,694	94,727	88,820	82,336	75,806	69,433	63,384	57,434

出典：国勢調査（1980～2015）、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）

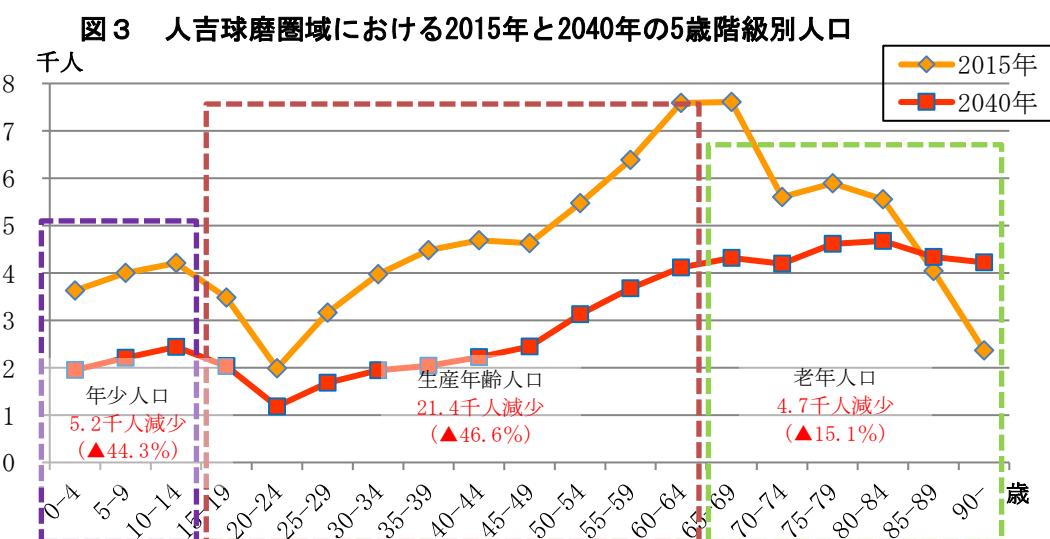
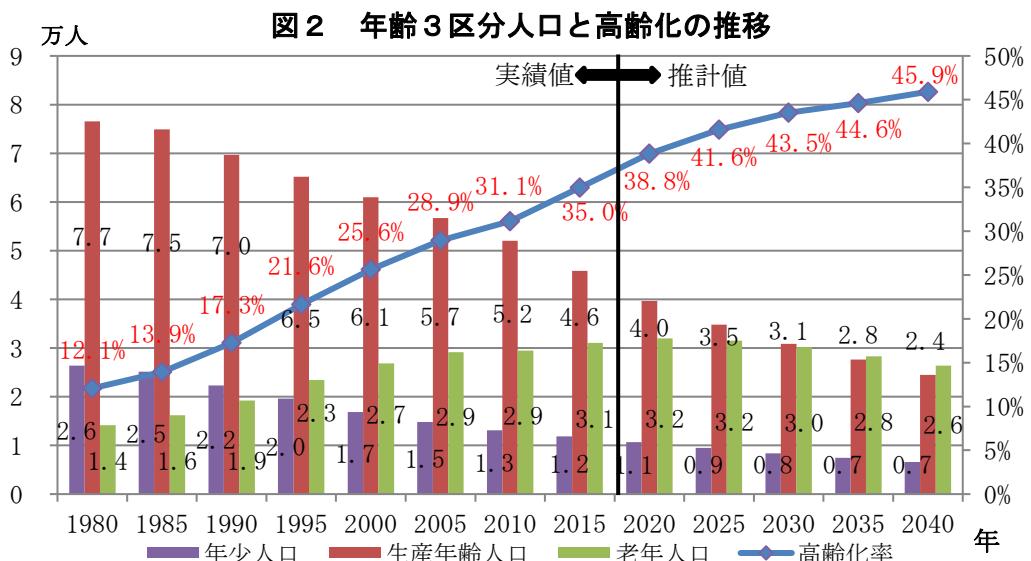
②年齢別人口

○年少人口（15歳未満の人口）は、1980年の約2.6万人から2015年の約1.2万人へと55.1%減少し、2040年にはさらに44.3%減少し、約0.7万人となる見込みです。

○生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は、1980年の約7.7万人から2015年の約4.6万人へと40.1%減少し、2040年にはさらに46.6%減少し、約2.4万人となる見込みです。

○老年人口（65歳以上の人口）は、1980年の約1.4万人から2015年の約3.1万人へと119.8%増加しましたが、2040年には15.1%減少し、約2.6万人となる見込みです。

○高齢化率（人口全体に占める65歳以上人口の割合）は、1980年に12.1%であったものが、2015年には35.0%と22.9%も増加し、急速な高齢化が進みました。さらに高齢化率は上昇し、2040年には45.9%に達する見込みです。



③人口動態

- 長期にわたり社会増減の減少（転出>転入）が続いている。また、自然増減（出生・死亡によるもの）は1995年から減少に転じ、以降減少幅は拡大しています。
- 1995年以降は、社会増減の減少とともに、少子・高齢化の進展による自然増減の減少（死亡>出生）となり、人口減少が加速しています。

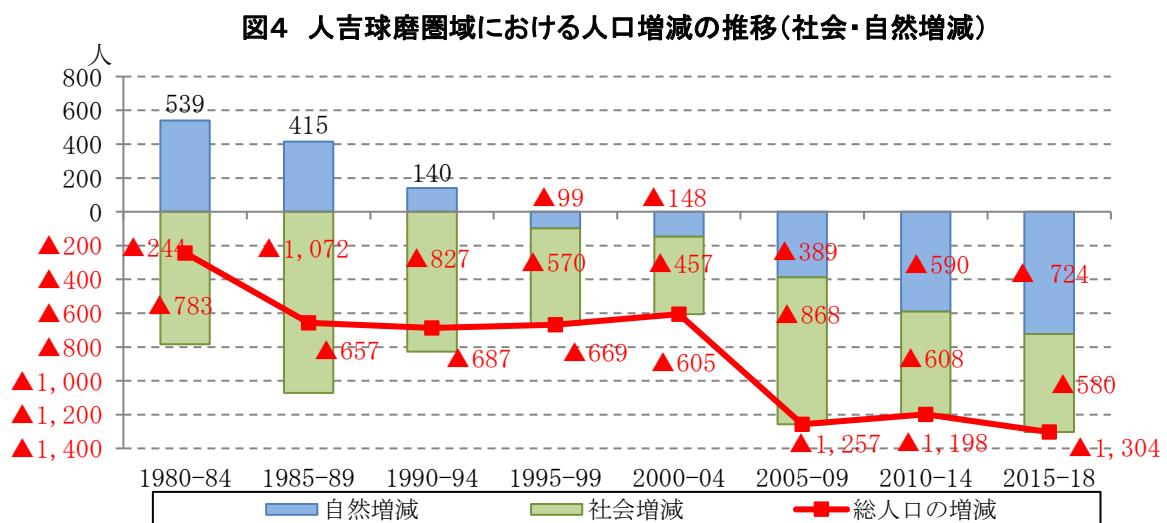


表2 人吉球磨圏域における人口増減の推移（自然動態・社会動態）

(単位：人)

期間 (西暦)	人吉球磨						総人口 増減	
	自然動態			社会動態				
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
1980-84	1,560	1,021	539	5,949	6,732	▲783	▲244	
1985-89	1,394	979	415	5,050	6,122	▲1,072	▲657	
1990-94	1,138	998	140	4,734	5,561	▲827	▲687	
1995-99	1,002	1,101	▲99	4,500	5,070	▲570	▲669	
2000-04	917	1,065	▲148	4,311	4,768	▲457	▲605	
2005-09	846	1,235	▲389	3,620	4,488	▲868	▲1,257	
2010-14	752	1,342	▲590	3,184	3,792	▲608	▲1,198	
2015-18	652	1,376	▲724	2,956	3,536	▲580	▲1,304	

*この値は各年間の平均値となっています。

出典：熊本県データ【市区町村別人口動態推移（自然動態、社会動態）】

(4) 産業

①就業人口

○球磨郡内のいずれの町村も、第1次産業・第2次産業・第3次産業の比率が同様の傾向を示しています。一方、人吉市においては、第1次産業が7.9%、第2次産業が18.6%、第3次産業が73.0%となっています。また、2015年における圏域全体の就業者数は約4.3万人ですが、2010年の国勢調査（約4.5万人）と比較すると、約0.2万人減少しており、今後も圏域内の就業人口は減少していく見込みです。

表3 人吉球磨圏域における産業別就業人口

(単位：人)

	総就業 人口	産業別就業人口				分類不能の産業
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
人吉市	15,875	1,255 (7.9%)	2,952 (18.6%)	11,592 (73.0%)	76 (0.5%)	
錦町	5,533	1,008 (18.2%)	1,358 (24.5%)	3,163 (57.2%)	4 (0.2%)	
多良木町	4,907	1,160 (23.6%)	1,218 (24.8%)	2,527 (51.4%)	2 (0.0%)	
湯前町	2,000	482 (23.1%)	492 (24.6%)	1,043 (52.2%)	3 (0.2%)	
水上村	1,057	311 (29.4%)	214 (20.2%)	532 (50.3%)	0 (0.0%)	
相良村	2,263	549 (24.3%)	513 (22.7%)	1,198 (52.9%)	3 (0.1%)	
五木村	499	119 (23.8%)	101 (20.2%)	278 (55.7%)	1 (0.2%)	
山江村	1,729	337 (19.5%)	418 (24.2%)	958 (55.4%)	16 (0.9%)	
球磨村	1,690	305 (18.0%)	408 (24.1%)	976 (57.8%)	1 (0.1%)	
あさぎり町	7,797	1,778 (22.8%)	1,760 (22.6%)	4,245 (54.4%)	14 (0.2%)	
合計	43,350	7,284 (16.8%)	9,434 (21.8%)	26,512 (61.2%)	120 (0.3%)	

出典：2015年（平成27年）国勢調査

②産業構造

○圏域内総生産の県内シェアは、4.3%です。

○産業別に見ると、林業への特化が顕著です。次いで農業、その他のサービスとなっています。

表4 圏域内総生産（平成28年度）の概要

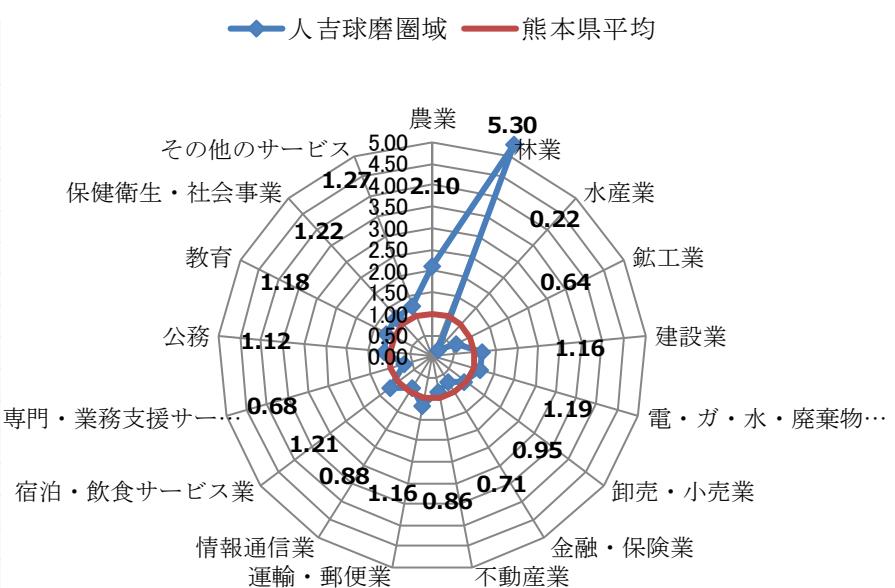
項目	生産額 (百万円)	構成比 (%)	県内シェア (%)
総生産	251,231	-	4.3
第1次産業	18,790	7.5	9.0
第2次産業	48,599	19.3	3.2
第3次産業	183,842	73.2	4.4

出典：熊本県市町村民経済計算

表5 図5 平成28年度市町村総生産からみた産業別特化係数（※熊本県平均を1とした場合）

産業項目	熊本県 平均(%)	人吉球磨 圏域(%)	特化 係数
農業	2.98	6.28	2.10
林業	0.21	1.13	5.30
水産業	0.35	0.08	0.22
鉱工業	19.44	12.39	0.64
建設業	5.98	6.96	1.16
電・ガ・水・廃棄物処理業	3.03	3.60	1.19
卸売・小売業	10.06	9.61	0.95
金融・保険業	3.34	2.38	0.71
不動産業	9.80	8.45	0.86
運輸・郵便業	4.67	5.42	1.16
情報通信業	3.35	2.95	0.88
宿泊・飲食サービス業	3.26	3.95	1.21
専門・業務支援サービス業	6.34	4.34	0.68
公務	6.38	7.15	1.12
教育	5.10	5.99	1.18
保健衛生・社会事業	10.88	13.23	1.22
その他のサービス	4.83	6.12	1.27

出典：熊本県市町村民経済計算



第3章 人吉球磨定住自立圏の将来像

1 圈域の将来像

全国的に見られるように、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、平成26年5月8日に発表された全国の人口減少の将来の姿『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略』(日本創成会議・人口減少問題検討分科会)においては、「若年女性(20~39歳)」が2040年までに50%以上減少する市町村が急増し、その自治体数は49.8%に上ると推計されています。

熊本県の人口も、2015年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ31,256人減少しており、今後も、少子化が進行し老人人口が増加する中、生産年齢人口が減少していくことが予想されています。本圏域においてもその傾向は顕著であり、悩みである人口流出による地域活力の低下が、構成する市町村にとって避けては通れない大きな課題となっています。

今後予想される人口減少社会に対応し、定住人口を確保するためには、圏域の市町村が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域全体のさらなる活性化を図ることが重要となります。また、定住人口の確保だけでなく、人口が集積する大都市圏からの人の流れを創出し、交流人口の拡大を図っていくことが圏域の発展に向けては不可欠となります。そのためには、圏域が有する多様な地域資源や特性を十分に活かし、圏域に潜在しているそれらの可能性を着実に発展させていくことが必要です。

このような観点から、本圏域においては、圏域市町村が様々な分野で相互に連携・協力することで、各自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられるよう具体的な取組を進め、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠により推計された将来の圏域人口に対して下表のとおり人口減少及び高齢化率上昇の抑制を目指します。

表 6 圏域人口

市町村名		平成22年 2010年	平成27年 2015年		2025年	2030年	2040年
人吉市	実績値	35,611	33,880	推計値	29,817	27,711	23,658
				展望値	31,367	30,508	29,195
錦町	実績値	11,075	10,766	推計値	9,673	9,133	8,003
				展望値	9,863	9,499	8,738
多良木町	実績値	10,554	9,791	推計値	8,131	7,316	5,772
				展望値	8,449	7,825	6,714
湯前町	実績値	4,375	3,985	推計値	3,207	2,840	2,182
				展望値	3,457	3,176	2,752
水上村	実績値	2,405	2,232	推計値	1,876	1,700	1,396
				展望値	1,865	1,714	1,484
相良村	実績値	4,934	4,468	推計値	3,601	3,183	2,415
				展望値	3,984	3,684	3,106
五木村	実績値	1,205	1,055	推計値	777	659	465
				展望値	796	684	502
山江村	実績値	3,681	3,422	推計値	2,857	2,572	2,033
				展望値	3,316	3,245	3,118
球磨村	実績値	4,249	3,698	推計値	2,751	2,366	1,711
				展望値	3,238	3,018	2,663
あさぎり町	実績値	16,638	15,523	推計値	13,116	11,953	9,799
				展望値	14,553	13,857	12,667
圏域合計	実績値	94,727	88,820	推計値	75,806	69,433	57,434
				展望値	80,888	77,210	70,939

出典：「実績値」は国勢調査、「推計値」は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」、「展望値」は各市町村人口ビジョン

表 7 高齢化率

市町村名		平成22年 2010年	平成27年 2015年		2025年	2030年	2040年
人吉市	実績値	30.45%	34.42%	推計値	40.76%	42.94%	45.63%
		展望値	38.24%	39.07%	38.29%		
錦町	実績値	25.11%	28.54%	推計値	34.53%	35.87%	37.25%
		展望値	34.08%	34.66%	34.08%		
多良木町	実績値	33.64%	37.69%	推計値	44.51%	46.25%	49.36%
		展望値	41.56%	41.82%	40.70%		
湯前町	実績値	36.25%	40.98%	推計値	45.84%	48.20%	52.34%
		展望値	43.30%	43.90%	43.39%		
水上村	実績値	38.54%	39.56%	推計値	43.98%	45.53%	46.28%
		展望値	43.75%	44.05%	40.09%		
相良村	実績値	33.00%	37.94%	推計値	47.01%	49.86%	52.88%
		展望値	42.52%	43.50%	42.50%		
五木村	実績値	42.07%	45.97%	推計値	53.80%	55.39%	57.20%
		展望値	53.27%	53.51%	52.39%		
山江村	実績値	28.61%	31.65%	推計値	39.03%	40.40%	42.89%
		展望値	35.89%	34.82%	31.24%		
球磨村	実績値	38.13%	41.02%	推計値	47.73%	51.06%	50.56%
		展望値	45.74%	45.96%	40.33%		
あさぎり町	実績値	30.12%	34.53%	推計値	42.48%	44.36%	47.69%
		展望値	37.71%	37.68%	37.02%		
圏域合計	実績値	31.15%	34.99%	推計値	41.58%	43.50%	45.91%
		展望値	38.91%	39.29%	38.08%		

出典：「実績値」は国勢調査、「推計値」は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成30年3月推計）」、「展望値」は各市町村人口ビジョン

第4章 具体的な取組内容

1 具体的な取組内容の体系図



2 具体的な取組内容

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 1 保健・医療

取組事項 : (1) 圏域医療体制の充実

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

- ・乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに都市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。
- ・乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

- ・甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに都市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。
- ・甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。

期待される効果

初期救急医療及び二次救急医療体制を確保することで、圏域住民が安心して救急時に医療を受けることができる。また、医療従事者の育成を進めることで圏域全体の医療体制を維持することができる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 1 保健・医療

取組事項 : (1) 圈域医療体制の充実

事業名	救急医療体制充実化事業									継続(見直し)
-----	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	・休日における初期救急医療体制を維持するため、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院と連携の上、都市医師会に委託し、在宅当番医制により受診できる環境を確保する。また、休日における小児初期救急医療を確保するため、別に小児科医療機関を当番制で確保する。 ・初期救急医療では対処できない休日又は夜間における重症救急患者の医療を確保するため、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院の輪番制で受け入れ態勢を整える。									
役割分担	甲乙は、連携して人吉医療センター、公立多良木病院及び都市医師会と調整を行う。 甲乙は、輪番により事務局を担当し、圏域他市町村からの負担金を受入れ、人吉医療センター、公立多良木病院及び都市医師会への財政的支援を行う。 甲乙は、人口、受益等合意した基準に基づき必要な経費を負担する。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
休日在宅医参加医療機関数	62件						62件
病院群輸番制開設実施率	100%						100%
小児科休日在宅当番医参加機関数	6件						6件

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	22,147	22,147	22,147	22,147	22,147	110,735
人吉市	8,359	8,359	8,359	8,359	8,359	41,795
錦町	2,741	2,741	2,741	2,741	2,741	13,705
多良木町	2,383	2,383	2,383	2,383	2,383	11,915
湯前町	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	5,155
水上村	654	654	654	654	654	3,270
相良村	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	5,550
五木村	319	319	319	319	319	1,595
山江村	918	918	918	918	918	4,590
球磨村	971	971	971	971	971	4,855
あさぎり町	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661	18,305
活用する 補助制度等	特別交付税(病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置)					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 1 保健・医療

取組事項 : (1) 圏域医療体制の充実

事業名	医療従事者育成支援事業									継続(見直し)
-----	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域の医療機関で働く医療従事者を確保するため、圏域唯一の准看護師養成機関である人吉市医師会附属人吉准看護学院の運営を助成するなど、医療を支える人材を地域で育て、地域で活躍できる環境づくりを進める。									
役割分担	甲乙は、連携して都市医師会及び関係機関と調整を行う。 甲乙は、関係機関と連携しながら、医療従事者確保に必要な施策の調査・検討を行う。 甲乙は、双方協議の上、医療従事者確保のための必要な経費を負担する。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
准看護学院入学者数	20 人						27 人
卒業者管内就職者数	12 人						19 人

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	1,959	1,959	1,959	1,959	1,959	9,795
人吉市	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
錦町	86	86	86	86	86	430
多良木町	78	78	78	78	78	390
湯前町	35	35	35	35	35	175
水上村	22	22	22	22	22	110
相良村	39	39	39	39	39	195
五木村	13	13	13	13	13	65
山江村	31	31	31	31	31	155
球磨村	33	33	33	33	33	165
あさぎり町	122	122	122	122	122	610
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 1 保健・医療

取組事項 : (2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

- ・乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。
- ・乙との連携の下、圏域内の発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。
- ・乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

- ・甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。
- ・甲との連携の下、圏域内の発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。
- ・甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

期待される効果

精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し、保護者の理解と納得の下、早期の支援及び適切な療育を行うことができる。また、圏域内の医療機関に発達小児科医を確保することで、居住する地域で医療を受けることができるほか、市町村ごとに確保が困難である心理判定員を広域で確保することで、発達相談・検査を行う体制が安定的に整備される。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 保健・医療
 取組事項 : (2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実

事業名	発達小児科外来診療体制の充実及び発達支援専門職の確保									継続(見直し)
-----	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域の中核医療機関である人吉医療センター、関係機関、郡医師会及び各医療機関との連携の下、圏域の医療機関において発達小児科医師を確保し、発達外来診療体制を充実させることで、乳幼児・児童の地域での受診を可能とする。また、心理判定員を圏域で雇用し、発達相談及び発達検査を行う体制を確保するとともに、早期介入・早期指導のため、スムーズに受診へつながるよう方策を立てる。									
役割分担	甲乙は、関係機関、郡医師会及び各医療機関と連携し、圏域での発達外来診療体制の充実と小児科医及び心理判定員を確保するとともに、人件費等必要な経費を負担する。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
診療実施回数	6回						24回
行動観察及び検査結果説明実施回数	6回						24回

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	546	546	546	546	546	2,730
人吉市	173	173	173	173	173	865
錦町	134	134	134	134	134	670
多良木町	121	121	121	121	121	605
湯前町	7	7	7	7	7	35
水上村	24	24	24	24	24	120
相良村	25	25	25	25	25	125
五木村	6	6	6	6	6	30
山江村	8	8	8	8	8	40
球磨村	7	7	7	7	7	35
あさぎり町	41	41	41	41	41	205
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 2 福祉

取組事項 : 障がい者(児)の総合支援の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

期待される効果

障がい者のニーズに応じた様々な相談業務等の充実と、多様な障がい福祉サービスが提供されることで、障がい者(児)を支える支援体制向上につながる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 2 福祉

取組事項 : 障がい者（児）の総合支援の推進

事業名	障がい者相談・支援事業										継続(見直し)
関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障がい者の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援及び虐待の防止や障がい者の権利擁護に必要な支援を行う。 ・専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 ・創造的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに意思疎通の支援等、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。 										
役割分担	<p>甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。</p>										

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
相談件数	12,323件						11,500件
事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計	136,255
	27,251	27,251	27,251	27,251	27,251	27,251	
人吉市	10,273	10,273	10,273	10,273	10,273	10,273	51,365
錦町	2,246	2,246	2,246	2,246	2,246	2,246	11,230
多良木町	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	11,920
湯前町	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	5,475
水上村	976	976	976	976	976	976	4,880
相良村	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267	6,335
五木村	468	468	468	468	468	468	2,340
山江村	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071	5,355
球磨村	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061	10,305
あさぎり町	5,410	5,410	5,410	5,410	5,410	5,410	27,050
活用する補助制度等	地域生活支援事業費補助金（国50%、県25%※ただし、両方とも予算の範囲内）						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 2 福祉

取組事項 : 障がい者（児）の総合支援の推進

事 業 名	障がい児療育支援事業									継続(見直し)
-------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	在宅の重度心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児及びその疑いがある児童並びにその保護者と家族等に対して、身近な地域で療育指導や相談支援等を行い、在宅障がい児の福祉の向上を図る。									
役 割 分 担	甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。									

成 果 指 標 (KPI)	現 状 値 (H30年度)	実 績					目 標 値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
療育支援件数(訪問・外来・施設)	512件						530件

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	7,002	7,002	7,002	7,002	7,002	35,010
人吉市	2,639	2,639	2,639	2,639	2,639	13,195
錦町	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	5,150
多良木町	513	513	513	513	513	2,565
湯前町	278	278	278	278	278	1,390
水上村	288	288	288	288	288	1,440
相良村	473	473	473	473	473	2,365
五木村	265	265	265	265	265	1,325
山江村	264	264	264	264	264	1,320
球磨村	317	317	317	317	317	1,585
あさぎり町	935	935	935	935	935	4,675
活用する 補助制度等	熊本県地域療育センター事業補助金					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 2 福祉

取組事項 : 障がい者(児)の総合支援の推進

事業名	障がい者(児)地域生活支援拠点整備事業									新規
-----	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等を、令和2年度末までに人吉球磨圏域に整備を行う。また、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援等を行う等相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置に向けて検討を行う。									
役割分担	甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
緊急対応ケース数	0件						20件

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	検討中	→	→	→	→	検討中
人吉市	検討中	→	→	→	→	検討中
錦町	検討中	→	→	→	→	検討中
多良木町	検討中	→	→	→	→	検討中
湯前町	検討中	→	→	→	→	検討中
水上村	検討中	→	→	→	→	検討中
相良村	検討中	→	→	→	→	検討中
五木村	検討中	→	→	→	→	検討中
山江村	検討中	→	→	→	→	検討中
球磨村	検討中	→	→	→	→	検討中
あさぎり町	検討中	→	→	→	→	検討中
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 3 文化

取組事項 : 文化財の保護及び活用

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

期待される効果

相良700年の歴史が育んだ文化財・歴史文化遺産を、人吉球磨地域一体となって保存と活用を図り、受け継がれてきた文化財を後世に継承していくことで、地域住民が郷土に愛着と誇りを持ち、地域資源を活かした魅力ある地域づくりに資することが出来る。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 3 文化

取組事項 : 文化財の保護及び活用

事 業 名	文化財保護活用事業									継続(見直し)
-------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	圏域内の文化財保護の観点から、価値の高い未指定文化財等の指定及び登録推進に努める。また、文化遺産を面として捉え、観光素材としての磨き上げと活用を図るために、効果的な情報発信や観光部門との連携強化に努める。また、次世代を担う青少年に対し、地域の歴史的・文化的な遺産の再発見やその魅力的価値を学ぶ講座を実施し、人材育成に取り組むことで、文化遺産の活用による魅力ある地域づくりを目指す。									
役 割 分 担	甲乙は、必要な経費の負担と事業の充実に取り組む。 甲は、取組の調整を行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
球磨地域学(文化遺産講座) 履修者数	50人						70人
歴史文化遺産の保全件数	10件						15件

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	27,350	27,140	27,140	27,140	27,140	135,910
人吉市	18,737	18,716	18,716	18,716	18,716	93,601
錦町	37	16	16	16	16	101
多良木町	5,037	5,016	5,016	5,016	5,016	25,101
湯前町	37	16	16	16	16	101
水上村	317	296	296	296	296	1,501
相良村	737	716	716	716	716	3,601
五木村	37	16	16	16	16	101
山江村	37	16	16	16	16	101
球磨村	637	616	616	616	616	3,101
あさぎり町	1,737	1,716	1,716	1,716	1,716	8,601
活用する 補助制度等	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業、市内遺跡発掘調査等事業 等					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 4 観光

取組事項 : 観光の振興

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

観光振興…千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進

この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

期待される効果

圏域全体での事業展開を図ることで、観光地としての認知度アップや集客拡大への広がりに期待が持てる。また、県内外者をお出迎えするための市町村民一体となった体制づくりの強化が図れる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 4 観光

取組事項 : 観光の振興

事 業 名	観光地域づくり推進事業									継続(見直し)
-------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	<p>「人吉球磨観光地域づくり協議会」を推進役として、観光を地域の持続的発展を支える産業として位置づけ、民間主導により様々な地域資源をマーケティング視点に立った傘ブランド「人吉・球磨 風水・祈りの浄化町」に統合し、新たな商品を開発して国内外の消費者に訴求することで、競争力のある観光地域づくりを進め、地域の「稼ぐ力」を強化する。</p> <p>また、持続性のある観光地域づくりとするため、同協議会において、継続的なデータ整備や受入態勢づくりを行うとともに、日本版DMO法人への登録に向けて法人化に取り組み、地域内の推進体制を確立する。</p>									
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・甲乙は、「人吉球磨観光地域づくり協議会」の運営に必要な経費を負担するとともに職員を派遣する。 ・甲乙は、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる持続可能な地域「人吉球磨を日本を代表する地方にする。」の実現を目指し、独自の取組みとして観光地域づくりに取り組む。 									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
宿泊者観光消費額	4,419 百万円						5,059 百万円

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	58,608	41,432	40,932	40,832	37,732	219,536
人吉市	16,818	15,104	15,054	15,044	14,734	76,754
錦町	5,622	3,904	3,854	3,844	3,534	20,758
多良木町	5,772	4,054	4,004	3,994	3,684	21,508
湯前町	3,936	2,218	2,168	2,158	1,848	12,328
水上村	3,556	1,838	1,788	1,778	1,468	10,428
相良村	4,104	2,386	2,336	2,326	2,016	13,168
五木村	3,168	1,450	1,400	1,390	1,080	8,488
山江村	3,836	2,118	2,068	2,058	1,748	11,828
球磨村	4,018	2,300	2,250	2,240	1,930	12,738
あさぎり町	7,778	6,060	6,010	6,000	5,690	31,538
活用する 補助制度等	地方創生推進交付金					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 4 観光

取組事項 : 観光の振興

事 業 名	サイクルツーリズム推進事業									継続(見直し)
-------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	人吉球磨地域におけるサイクルツーリズム環境を向上させるため、「人吉球磨地域自転車ネットワーク計画」に基づき自転車通行空間を整備するとともに、サイクルステーションの整備やマップの作成等によるソフト面の充実を図る。									
役 割 分 担	-甲乙は、「人吉球磨地域自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間に係る道路整備事業を行う。 -甲乙は、「人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会」に参画し、サイクルツーリズム環境の向上に係る事業を連携して行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
自転車ネットワーク整備延長 (km)	0.00 km						45.00 km

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305	6,525
人吉市	73	73	73	73	73	365
錦町	34	34	34	34	34	170
多良木町	32	32	32	32	32	160
湯前町	22	22	22	22	22	110
水上村	1,019	1,019	1,019	1,019	1,019	5,095
相良村	23	23	23	23	23	115
五木村	17	17	17	17	17	85
山江村	21	21	21	21	21	105
球磨村	22	22	22	22	22	110
あさぎり町	42	42	42	42	42	210
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (1) 農業の振興

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

- ・農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。
- ・持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

- ・乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。
- ・乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

- ・甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。
- ・甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。

期待される効果

広域的な取組により、農業の活性化、農業者の技術向上などの機会の拡大や相互交流が促進され、農業の振興や、後継者となる担い手や新規就農者の育成及び法人化が図られる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (1) 農業の振興

事 業 名	農業生産物(水田・畑作・畜産)振興事業									継続(見直し)
-------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	人吉球磨地域における中心産業となる農業において、農産物の生産振興や畜産振興を図る。									
役 割 分 担	甲乙は、球磨地域農業協同組合等関係機関と連携して事業に取り組むとともに、農家等に対して必要な経費の負担や支援を行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
水稻栽培等産出額	4,160百万円						4,170百万円
野菜栽培産出額	4,320百万円						4,500百万円
牛(乳用・肉用)飼養産出額	12,950百万円						13,000百万円

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	48,150	48,150	48,150	48,150	48,150	240,750
人吉市	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
錦町	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
多良木町	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
湯前町	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
水上村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
相良村	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500
五木村	50	50	50	50	50	250
山江村	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500
球磨村	100	100	100	100	100	500
あさぎり町	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	85,000
活用する 補助制度等	加工原料米多収化推進事業等 畜産クラスター事業等					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (1) 農業の振興

事業名	地域特産物産地づくり事業									継続(見直し)
-----	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	地域特産物(葉たばこ、茶、薬草、果樹等)について、生産から販売に係る必要な環境の整備を行うことによって、特産物の産地化を図る。									
役割分担	甲乙は、特産物の栽培産地の定着化を確固たるものにするため栽培技術研修会等を実施し、併せて栽培農家等に対して必要となる支援を行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
葉たばこ栽培生産額	2,677百万円						2,700百万円
薬草栽培生産額	386百万円						400百万円
果樹栽培生産額	1,490百万円						1,500百万円

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	31,650	31,650	31,650	31,650	31,650	158,250
人吉市	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	45,000
錦町	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
多良木町	100	100	100	100	100	500
湯前町	100	100	100	100	100	500
水上村	100	100	100	100	100	500
相良村	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	45,000
五木村	50	50	50	50	50	250
山江村	200	200	200	200	200	1,000
球磨村	100	100	100	100	100	500
あさぎり町	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (1) 農業の振興

事 業 名	担い手育成事業									継続
-------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	農業従事者の減少や高齢化による担い手不足を解消するため、地域営農に取り組む各種団体等に対し、事業の運営支援や研修会等の情報提供を行いながら、地域担い手の育成や農業法人化を図る。									
役割分担	甲乙は、認定農業者及び地域営農組織を中心とする担い手を強化育成するため、必要となる支援を各種関係機関と連携して行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
新規就農者数(人/年間)	29人						35人
農業法人数(管内総数)	77社						80社

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	60,400	60,400	60,400	60,400	60,400	302,000
人吉市	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000
錦町	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
多良木町	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
湯前町	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	13,500
水上村	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
相良村	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000
五木村	100	100	100	100	100	500
山江村	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500
球磨村	500	500	500	500	500	2,500
あさぎり町	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
活用する補助制度等	農業次世代人材投資事業等					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (2) 林業の振興

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

- ・林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

- ・乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。
- ・乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

- ・甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。
- ・甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。

期待される効果

広域で取組むことにより、人材確保・育成や安定した木材供給等、圏域の主要産業である林業の振興を図ることができる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (2) 林業の振興

事業名	圏域内林業振興事業									新規
-----	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	人吉球磨地域の基幹産業である林業において様々に連携し、森林の適正な整備・保全を行うことにより、安定した木材の生産・供給体制の確立を図る。また、林業従事者の減少や高齢化による担い手不足解消のため、林業大学校等と連携し、林業の魅力を伝える機会を創出することで、林業従事者の拡充と育成を図る。									
役割分担	甲乙は、圏域自治体等で構成する球磨地方公有林経営協議会の活動を通じ、森林の適正な整備・保全に資する事業を行うとともに、各種関係機関と連携し、担い手確保に資する取組を推進する。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標値 (R6年度)
球磨管内から球磨管内木材市場への入荷量(m ³)	222,676m ³						230,000m ³

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	71,078	71,078	71,078	71,078	71,078	355,390
人吉市	3,988	3,988	3,988	3,988	3,988	19,940
錦町	2,717	2,717	2,717	2,717	2,717	13,585
多良木町	7,476	7,476	7,476	7,476	7,476	37,380
湯前町	6,286	6,286	6,286	6,286	6,286	31,430
水上村	11,216	11,216	11,216	11,216	11,216	56,080
相良村	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	6,230
五木村	16,016	16,016	16,016	16,016	16,016	80,080
山江村	5,581	5,581	5,581	5,581	5,581	27,905
球磨村	10,016	10,016	10,016	10,016	10,016	50,080
あさぎり町	6,536	6,536	6,536	6,536	6,536	32,680
活用する 補助制度等	作業道開設補助金、くまもと森林利活用最大化事業補助金 等					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (3) 地場産業支援及び企業誘致等の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等をするとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。

期待される効果

それぞれの特長を活かすことで、商工業等の地場産業の振興とともに、多様性のある企業誘致や起業・創業等が可能になり、雇用が生まれる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 5 産業振興
 取組事項 : (3) 地場産業支援及び企業誘致等の推進

事 業 名	地場産業支援・企業誘致・雇用創出推進事業									継続(見直し)
-------	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	商工業等の地場産業振興のための支援を行うとともに、雇用創出のため、多方面に亘る情報収集やアプローチを行い、企業誘致及び人材育成等を行う。また、新産業として成長が期待できる研究シーズやスタートアップ・ベンチャー企業、若者の吸収力が高いIT・Web関連企業等との関係を深め、連携することで、定住に繋げていく。									
役 割 分 担	甲乙は、それぞれの持つ特長及び地域の特性を活かしながら、商工業等の地場産業の振興に取り組むとともに、企業誘致等、地域に根差し、成長する産業の振興に向け、連携して取り組む。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
誘致・立地企業数	1社						5社

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	1,810	3,600	6,600	10,600	600	23,210
人吉市	390	815	1,527	2,476	104	5,312
錦町	198	397	730	1,174	64	2,563
多良木町	189	377	692	1,111	62	2,431
湯前町	138	268	484	773	51	1,714
水上村	123	236	424	674	48	1,505
相良村	144	279	506	808	52	1,789
五木村	114	215	383	609	46	1,367
山江村	136	260	470	750	50	1,666
球磨村	137	264	477	761	51	1,690
あさぎり町	241	489	907	1,464	72	3,173
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (4) 鳥獣害対策

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

期待される効果

圏域内において、情報共有を行い効率的な捕獲をすることで、被害の減少を図る。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (4) 鳥獣害対策

事 業 名	有害鳥獣対策事業									継続(見直し)
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	圏域内の情報共有により、鳥獣被害の実態を把握し、圏域全体で有害鳥獣(シカ・イノシシ・サル・カラス・アナグマ・ヒヨドリ等)による農林産物等への被害防止を目的とした捕獲事業に取り組む。									
役 割 分 担	甲乙は、関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。 甲は、取組の調整を行う。									

成 果 指 標 (KPI)	現 状 値 (H30年度)	実 績					目 標 値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
捕獲総数	12,413						14,200

事 業 費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	124,836	124,836	124,836	124,836	124,836	624,180
人吉市	21,300	21,300	21,300	21,300	21,300	106,500
錦町	5,380	5,380	5,380	5,380	5,380	26,900
多良木町	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	57,500
湯前町	9,550	9,550	9,550	9,550	9,550	47,750
水上村	16,210	16,210	16,210	16,210	16,210	81,050
相良村	9,870	9,870	9,870	9,870	9,870	49,350
五木村	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400	92,000
山江村	8,986	8,986	8,986	8,986	8,986	44,930
球磨村	11,570	11,570	11,570	11,570	11,570	57,850
あさぎり町	12,070	12,070	12,070	12,070	12,070	60,350
活用する 補 助 制 度 等	鳥獣被害防止総合対策事業交付金・熊本県有害鳥獣被害対策事業 熊本県特定鳥獣適正管理事業					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 6 その他

取組事項 : 消費生活相談業務

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

期待される効果

圏域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることができる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 6 その他

取組事項 : 消費生活相談業務

事 業 名	消費生活相談業務									継続
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	圏域内における在住者の消費生活相談業務を広域的に連携して実施することにより、消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図る。									
役 割 分 担	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。 乙は、協議の上、必要な経費を負担する。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
被害回復率	31.0%						40.0%
全体相談件数のうち、町村在住者の相談の占める割合	20.9%						30.0%
学校での授業を支援した回数	1回						6回

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	10,460	9,513	9,513	9,513	9,513	48,512
人吉市	7,850	6,903	6,903	6,903	6,903	35,462
錦町	469	469	469	469	469	2,345
多良木町	未定	→	→	→	→	未定
湯前町	268	268	268	268	268	1,340
水上村	157	157	157	157	157	785
相良村	437	437	437	437	437	2,185
五木村	111	111	111	111	111	555
山江村	271	271	271	271	271	1,355
球磨村	237	237	237	237	237	1,185
あさぎり町	660	660	660	660	660	3,300
活用する 補助制度等	熊本県消費者行政強化事業補助金					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野 : 1 地域公共交通

取組事項 : 圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

- ・圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通(鉄道、バス等)について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。
- ・地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。
- ・幹線(バス路線やくま川鉄道等)に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

- ・乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。
- ・乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。
- ・圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

- ・甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。
- ・甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。
- ・圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

期待される効果

- ・圏域住民の地域間の交通手段となっているバス路線への支援により、住民の交通手段を維持・確保することができる。
- ・圏域高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」への支援により、通学生徒の交通手段を確保・維持することができる。
- ・圏域内の端末的系統を確保することで、圏域内の移動はもちろんのこと、人吉市における通院や買い物のための交通手段を確保することができる。

政 策 : (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野 : 1 地域公共交通

取組事項 : 圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進

事業名	人吉球磨地域公共交通活性化事業									継続(見直し)
-----	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域住民の通学、通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐ鉄道やバス路線等、また、それに接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等について、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。									
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 甲乙は、圏域の各地域を跨ぐ通勤・通院利用者の利便性の維持のため、バス路線の維持に必要な支援を行う。 甲乙は、圏域の各地域を跨ぐ主に通学生徒の利便性の維持のため、くま川鉄道の鉄道路線維持に必要な支援を行う。 甲乙は、各市町村の交通コミュニティバス・乗合タクシー事業等の利用者の利便性の維持・向上のため、定期的に担当者会議を開催し情報を共有する。 									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
地域間バス幹線系統の実車走行キロあたり輸送人員	0.15人/km						0.15人/km
くま川鉄道利用通学生徒割合	45%						40%
コミュニティバス及び乗合タクシー等の乗車人数	76,611人						76,000人

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	400,336	400,336	400,336	400,336	400,336	2,001,680
人吉市	91,104	91,104	91,104	91,104	91,104	455,520
錦町	39,573	39,573	39,573	39,573	39,573	197,865
多良木町	43,294	43,294	43,294	43,294	43,294	216,470
湯前町	13,471	13,471	13,471	13,471	13,471	67,355
水上村	32,702	32,702	32,702	32,702	32,702	163,510
相良村	47,526	47,526	47,526	47,526	47,526	237,630
五木村	34,441	34,441	34,441	34,441	34,441	172,205
山江村	11,290	11,290	11,290	11,290	11,290	56,450
球磨村	39,243	39,243	39,243	39,243	39,243	196,215
あさぎり町	47,692	47,692	47,692	47,692	47,692	238,460
活用する補助制度等	熊本県生活交通維持・活性化総合交付金 特別交付税措置					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (1) 人材育成の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。

期待される効果

合同で研修を開催することにより、階層別、部門別、職種別研修の効果的、効率的開催が可能となり、さらなる職員の資質、能力の向上が期待される。また、研修経費の削減効果も得られる。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (1) 人材育成の推進

事 業 名	合同職員研修開催事業									継続
-------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	階層別、部門別、職種別の職員研修及び官民協働のまちづくりをテーマにしたセミナーなど、圏域マネジメント能力の強化に資する職員研修等を、圏域合同で実施する。									
役 割 分 担	甲乙は、合同で事業実施に必要な連携・協力をを行う。 甲は、取組みの企画及び調整を行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
合同研修開催数	3回						3回

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計	
	550	550	550	550	550	2,750	
人吉市	350	350	350	350	350	1,750	
錦町	30	30	30	30	30	150	
多良木町	30	30	30	30	30	150	
湯前町	20	20	20	20	20	100	
水上村	20	20	20	20	20	100	
相良村	20	20	20	20	20	100	
五木村	20	20	20	20	20	100	
山江村	20	20	20	20	20	100	
球磨村	20	20	20	20	20	100	
あさぎり町	20	20	20	20	20	100	
活用する 補助制度等	特別交付税(外部人材の活用に対する財政措置)						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (2)外部の専門的人材等の活用の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。

期待される効果

外部の専門的人材等を効果的、効率的に活用することにより、圏域マネジメント能力の強化及び職員の資質・能力の向上が期待される。また、合同で活用することにより、人件費等の経費削減効果も得られる。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (2) 外部の専門的人材等の活用の推進

事 業 名	外部専門的人材等活用事業									継続
-------	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事 業 概 要	分権型社会に対応し、地域課題への解決のために必要な専門的知識やノウハウを持つ外部の専門的人材等を圏域で相互に活用する。									
役 割 分 担	甲乙は、合同で外部専門的人材の招へいや地域おこし企業人交流プログラム、地域おこし協力隊等による民間人材受入れ等を実施する。 甲は、取組みの企画及び調整を行う。 乙は、事業実施に必要な連携・協力をう。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
地域おこし協力隊員等数	32人						20人

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
	87,090	83,090	83,090	83,090	83,090	419,450
人吉市	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
錦町	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	37,500
多良木町	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
湯前町	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
水上村	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
相良村	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
五木村	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000
山江村	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950	14,750
球磨村	8,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000
あさぎり町	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	33,200
活用する 補助制度等	地域おこし協力隊、集落支援員、地域おこし企業人交流プログラム					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (3) 国・県等との人事交流

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。

役割分担

【甲(人吉市)の役割】

乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。

【乙(球磨郡9町村)の役割】

甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

期待される効果

分権型社会に適応した組織体制の強化を図るため、圏域で必要とされる人材を国・県等から補完し、人材の有効活用ができる。また、国・県等との間の相互理解、連携強化及び相互の職員の資質向上が期待される。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (3) 国・県等との人事交流

事 業 名	国・県等との人事交流事業									継続
-------	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
事 業 概 要	割愛採用や地方自治法に基づく派遣及び実地研修派遣等により、国・県等との人事交流を実施し、有為な人材の活用と圏域の人材育成を図る。									
役 割 分 担	甲乙は、合同で有為な人材の活用と圏域の人材育成を図る。 甲は、国・県等との人事交流及び取組みの企画及び調整を行う。 乙は、事業実施に必要な連携・協力を行う。									

成果指標(KPI)	現状値 (H30年度)	実績					目標値 (R6年度)
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
国・県等への職員派遣数	6人						6人

事業費 (単位:千円)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計	
	3,316	1,656	1,656	1,656	1,656	9,940	
人吉市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
錦町	750	未定	→	→	→	750	
多良木町	760	未定	→	→	→	760	
湯前町	未定	→	→	→	→	未定	
水上村	未定	→	→	→	→	未定	
相良村	未定	→	→	→	→	未定	
五木村	500	500	500	500	500	2,500	
山江村	150	未定	→	→	→	150	
球磨村	未定	→	→	→	→	未定	
あさぎり町	156	156	156	156	156	780	
活用する 補助制度等							

※事業費については、概算事業費を記載しています。

第5章 資料編

1 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定・変更の経過

年月日	内 容
平成 24 年 10 月 31 日	第 1 回広域連携勉強会
平成 25 年 1 月 30 日	第 2 回広域連携勉強会
3 月 19 日	第 3 回広域連携勉強会
4 月 25 日	第 1 回人吉・球磨地域広域連携研究会
8 月 1 日	第 2 回人吉・球磨地域広域連携研究会
8 月 13 日	定住自立圏構想説明会
11 月 7 日	第 3 回人吉・球磨地域広域連携研究会
平成 26 年 1 月 23 日	第 4 回人吉・球磨地域広域連携研究会
3 月 24 日	中心市宣言（人吉市）
4 月 8 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏構想部会事務局会議
4 月 14 日	人吉球磨定住自立圏推進協議会設立説明（協議会）
4 月 30 日	人吉球磨定住自立圏推進協議会設立説明（幹事会）
5 月 13 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会（設立）
6 月中	定住自立圏形成協定締結を議会の議決事件とする条例制定（10 市町村）
7 月 8 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
7 月 15 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
8 月 8 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
9 月 22 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
9 月 26 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
10 月 8 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
10 月 15 日	第 4 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
11 月 18 日	第 4 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
12 月 19 日	第 5 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
12 月中	人吉球磨定住自立圏形成協定の締結に関する議会の議決（10 市町村）
平成 27 年 1 月 14 日	人吉球磨定住自立圏形成協定締結合同調印式（10 市町村）
1 月 23 日	第 6 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
2 月 4 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
2 月 10 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
3 月 2 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
3 月 20 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
4 月 17 日	第 4 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
3 月 26 日～4 月 24 日	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン案パブリックコメント
5 月 8 日	第 5 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
"	第 7 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
5 月 12 日	第 5 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
"	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定
6 月中	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン議会報告
6 月 9 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
7 月 6 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
7 月 14 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
8 月 27 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
12 月 24 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
平成 28 年 2 月 9 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
3 月 28 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
"	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン改定
平成 28 年 7 月 25 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会

8月 29日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
12月 21日	第2回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
平成29年 2月 15日	第1回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月 29日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会
7月 11日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
7月 26日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
8月 17日	第2回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
8月 28日	第1回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
9月 25日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会
"	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン改定
平成30年 10月 16日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
平成31年 1月 24日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
2月 5日	第1回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
2月 14日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会
"	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン改定
4月 17日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
令和元年 5月 24日	第2回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
7月 9日	第1回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
7月 17日	第1回人吉球磨定住自立圏推進協議会
8月 26日	第3回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
10月 4日	第2回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
11月 14日	第2回人吉球磨定住自立圏推進協議会
12月 20日～ 令和2年1月15日	第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン案パブリックコメント
令和2年 1月 8日	第4回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
1月 31日	第3回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
2月 5日	第5回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
2月 13日	第3回人吉球磨定住自立圏推進協議会
3月中	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決(10市町村)
3月 26日	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結合同調印式(10市町村)
3月 26日	第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定

2 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会の設置条例

人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）

第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの策定又は変更について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人吉球磨定住自立圏形成協定書に掲げられた取組事項に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中行財政経営検討委員会の部の後に次のように加える。

人吉球磨定住自立圏 共生ビジョン懇談会	会長	日 6, 000円
	委員	日 5, 500円

3 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿（令和2年1月31日現在）

関連分野	氏 名	所 属 等	市町村名
学識経験者	井田 貴志	熊本県立大学 総合管理学部 教授	人吉市
保健・医療	岐部 明廣	人吉市医師会 会長	"
産業振興	川野 精一	人吉温泉観光協会 副代表理事	"
"	下田 文仁	球磨焼酎酒造組合 理事	"
"	今村 修	人吉商工会議所 専務理事	"
地域公共交通	永江 友二	くま川鉄道株式会社 取締役社長	"
産業振興	川邊 倉光	球磨地域農業協同組合 下球磨営農センター 営農企画課長兼錦茶工場長	錦町
"	福本 王雅	錦町農業委員会 会長職務代理者	"
保健・医療	黒木 政裕	球磨郡公立多良木病院企業団 事務長	多良木町
文化	竹原 篤子	多良木町文化協会 会長	"
共通	柳瀬 鐵男	湯前町区長会 会長	湯前町
文化	溝下 昌美	湯前町文化財保護委員会 委員長	"
保健・医療	杉野 久志	水上中学校 P T A 連絡協議会	水上村
福祉	堤 祐子	水上村社会福祉協議会 福祉活動専門員	"
産業振興	牧野 耕丈	相良村商工会 青年部長	相良村
"	森松 栄	相良村有害鳥獣捕獲隊 隊長	"
"	樅木 晴美	株式会社子守唄の里五木 取締役	五木村
"	山下 健二	五木村観光協会 事務局長	"
"	本山 民子	N P O 法人 かちゃリンクやまえ 専務理事	山江村
福祉	谷川 安照	山江村民生委員児童委員協議会 会長	"
産業振興	蔀 初美	球磨村森林組合 参事	球磨村
文化	中井 久美	球磨村教育委員会 教育委員	"
共通	白柿 悅子	あさぎり町深田校区婦人会 会長	あさぎり町
産業振興	宮原 久子	人吉球磨地域女性農業委員ネットワーク 会長	"

4 人吉球磨定住自立圏推進協議会規約

人吉球磨定住自立圏推進協議会規約

(設置)

第1条 定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、人吉球磨定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町（以下「関係市町村」という。）で構成し、関係市町村の長を委員とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。
- (4) その他定住自立圏構想の推進に係る重要な事項に関すること。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、定住自立圏構想の中心市である人吉市長をもって充て、副会長は会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会は、第3条に掲げる事項について、協議会を円滑に運営するため、関係市町村の職員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、代表幹事を置く。
- 3 代表幹事は、人吉市職員をもって充てる。

(部会)

第7条 協議会は、第3条に掲げる事項について、専門的に調査・検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、担任事項に関連する関係市町村の職員及び人吉球磨広域行政組合職員をもって組織する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、人吉市に置く。

(その他)

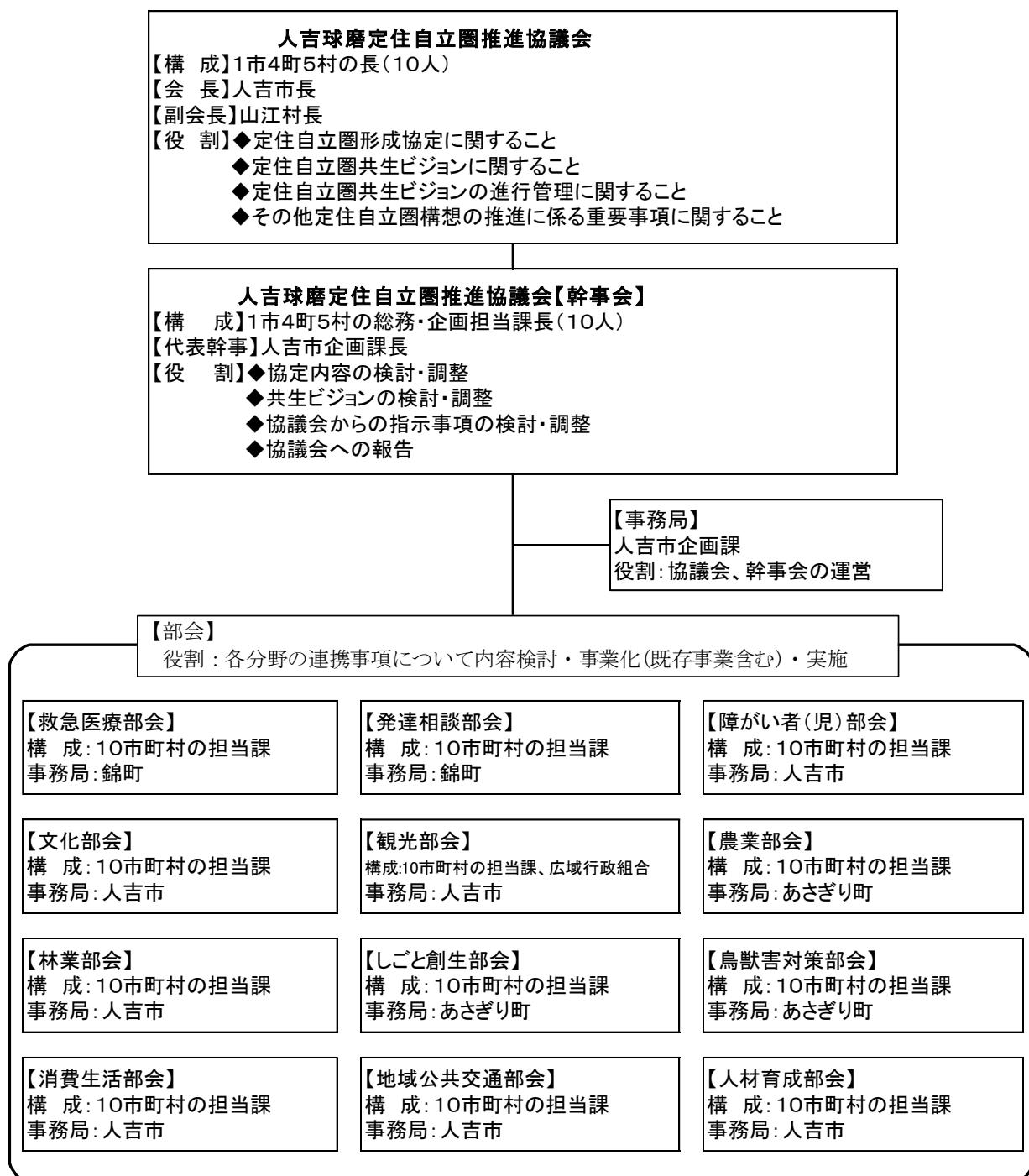
第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この規約は、平成26年5月13日から施行する。

5 人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制

人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制



6 中心市宣言書

中 心 市 宣 言

我が国は、人口減少時代へ突入し、少子高齢社会の急速な進行、産業や経済のグローバル化など、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。その中で、地方には、厳しい財政環境の中、都市機能や地域資源を有効に活かしながら独自の魅力溢れる地域づくりや市民が安全で安心な暮らしができる持続可能な地域経営を行うことが求められています。

このような大きな転換期を迎えていた中で、人吉球磨地域において、地域の活性化と発展を継続していくためには、単独自治体での事業展開に加えて、圏域の自治体とそれぞれに有する都市機能や地域資源を有効に活用し合いながら、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保し、様々な課題に相互に連携して対応することが、これまで以上に重要となっています。

本市を含む1市4町5村からなる人吉球磨地域は、古くは鎌倉時代初期に相良氏が人吉の地頭に任せられ、室町時代に地域を統合し、明治時代の廃藩置県まで長きに亘り地域を治めたため、中世以来の歴史と風土に育まれた文化が脈々と受け継がれている地域です。本市も人吉球磨地域の一つの市として情緒豊かな街並みを残しつつ、政治・経済・文化の中心となって圏域自治体と共に繁栄してきました。

このような中で、人吉球磨地域においては、平成15年4月1日に上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の1町4村の合併によって、「あさぎり町」が誕生しました。その後、本市を含む他の自治体においても、合併協議等は実施されたものの、最終的には合併までに至りませんでした。しかしながら、人吉球磨地域においては、生活圏を形成する圏域自治体と消防、救急、ごみ処理施設などの広域化を進めてきたところであり、日常生活においても、車社会の進展や交通インフラの整備・充実により、通勤・通学・買物・医療など、あらゆる面で地域住民の行動範囲における広域的な結びつきを強めてきました。

今後の人吉球磨地域全体の発展のために、本市は、定住自立圏構想における中心的な役割を担い、生活圏や経済圏を共にする信頼性のある圏域自治体と、これまでに培われてきた連携や協力関係を尊重しつつ、中心市としての都市機能の充実を図るとともに、連携する自治体の特性を活かした魅力溢れる地域づくりを進め、圏域全体の発展による一体感のあるまちづくりに全力を尽くすため、ここに定住自立圏構想における「中心市」となることを宣言します。

平成26年3月24日

人吉市長 田中 信孝

7 人吉球磨定住自立圏形成協定書

人吉球磨定住自立圏形成協定書（共通版）

人吉市（以下「甲」という。）と球磨郡各町村（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言をいう。以下この条において同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同したことの間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の地域振興及び住民福祉の向上を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策の分野における取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる政策分野について連携することとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上で、これを定めるものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ甲又は乙の議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、甲又は乙の議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月14日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 田中 信孝

乙 球磨郡各町村
代表者 球磨郡各町村長

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する調査・検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	<p>乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに都市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。</p> <p>乙との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び都市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。</p> <p>乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。</p>	<p>甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに都市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。</p> <p>甲との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び都市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。</p> <p>甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。</p>
(2)住民の健康増進	住民の健康づくりを進めるため、予防接種、乳幼児健診、住民健診等において事務の共同化・共通化を進め、より効率的な業務の推進を図る。また、健診結果等をデータベース化することで、圏域全体としての分析や健康づくり施策に活用する。	<p>乙との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。</p> <p>乙との連携の下、予防接種事務、健診事務について、都市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。</p> <p>乙との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。</p>	<p>甲との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。</p> <p>甲との連携の下、予防接種事務、健診事務について、都市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。</p> <p>甲との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。</p>
(3)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、都市医師会等医療機関と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の検討・整備を進める。	<p>乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。</p> <p>乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。</p> <p>乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。</p>	<p>甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。</p> <p>甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。</p> <p>甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。</p>

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産組織等の育成を推進するため、担い手の明確化や生産組織の再編、新規組織の設立に向け、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉・球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を推進する。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。	乙と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向け調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を進める。
(2)観光の振興	観光振興…千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉・球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

(3)企業誘致の推進	工業団地や空き工場、遊休施設等の未利用地への企業立地や耕作放棄地等への企業の農業参入、企業間ビジネスマッチングの推進による既存企業の事業拡張を促進するため、積極的に企業訪問・提案、情報の収集・発信を行うとともに、立地企業への支援策を講ずる。	甲の特徴である工業団地を前面に出した誘致を進め、乙との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。	空き工場や遊休施設、耕作放棄地等を活用した誘致を進め、甲との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、連携による有害鳥獣の捕獲・防護柵等の被害防止対策を推進するとともに、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。

5 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲が行う相談業務に要する消費生活相談員の人件費及び研修費用等の経費を、均等割及び相談業務処理件数の比率により負担する。 【多良木町は甲の役割と同文】
(2)環境保全	地球温暖化の防止と循環型社会の形成に向けて、レジ袋削減のための住民団体・事業者・行政等の相互理解と連携を促進するとともに、事業者のレジ袋削減に向けた取組を支援する。	乙と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。	甲と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。

別表第2（第3条関係）

(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域における効果的で持続可能な交通体系の検討	圏域内における通勤、通学、通院等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）については、その経費が各自治体の財政を圧迫しており、公共交通の維持・確保が危ぶまれている。そのため、より効率的、効果的で持続可能な公共交通体系を検討するため、既存の「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」を見直し、新たに「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、推進する。	乙と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。	甲と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。
(2)鉄道やバス路線の確保・維持(鉄道)	圏域内の高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」を運行するくま川鉄道株式会社においては、圏域内の少子化やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、自立した経営が困難となっている。そのため、くま川鉄道株式会社に対して、鉄道事業を運営していくために必要な経費を支援する。	乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。	甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。
(3)鉄道やバス路線の確保・維持(バス) 【球磨村は除く】	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線を運行する産交バス株式会社においては、圏域人口の減少やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、バス路線の確保・維持が困難となっている。そのため、産交バス株式会社	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。

	社に対して、バス路線を維持していくために必要な経費を支援する。		
(4)鉄道やバス路線の確保・維持(コミュニティバス等) 【湯前町と相良村は除く】	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線やくま川鉄道等に接続する各地域のコミュニティバス等については、地域内の日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っている。そのため、この施策を維持・確保していくために地域毎の交通施策を推進する。	甲を移動するために必要なバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	乙が運営する、甲へ移動するための幹線(鉄道やバス)路線の端末的系統、または甲へ直接乗り入れる系統など、コミュニティバス等の運行に係る経費について負担する。
(5)人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の開催	圏域内の公共交通のあり方を踏まえ、基幹となる交通機関を安定的に維持していくために、関係自治体や関係者が連携して取り組むべき方針や、具体的な施策について検討し、その施策を推進する。	乙と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議、関係者との調整を行い、その推進に取り組む。	甲と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議を行い、その推進に取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備	圏域内における日常生活の利便性の向上、工業や地場産業の振興及び農業振興や観光振興による地域活性化支援、救急医療及び球磨川氾濫時の救急活動の支援など道路ネットワークの整備強化を図るため、人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行う。	乙と連携し、国、NEXCO、関係機関との協議を進めるとともに、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。	甲と連携して、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るために、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2)外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3)職員の相互人事交流	職員の資質向上、圏域市町村の連携強化を図るために、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	乙との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	甲との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。
(4)国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るために、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書（共通版）

人吉市（以下「甲」という。）と球磨郡各町村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに都市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに都市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、都市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興…千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事

		乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等をするとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通(鉄道、バス等)について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線(バス路線やくま川鉄道等)に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に關し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に關し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3)圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るために、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2)外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3)国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るために、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 球磨郡各町村
代表者 球磨郡各町村長

第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン

【発行】

人吉市

〒868-8601

人吉市下城本町1578番地1

TEL 0966(22)2111

【編集】

人吉市役所 企画政策部 企画課